

むつ市公共交通再編検討業務委託プロポーザル審査基準

1 審査の基本方針

- (1) 審査委員 1 人あたりの持ち点は 100 点とする。
- (2) 各審査委員の評価点の合計が最も高い企画提案者を選定する。

【持点：100 点×審査委員 8 人＝800 点】

2 審査項目及び配点

審査項目及び配点は、下表のとおりとする。

審査項目	審査内容	配点	
(1) 業務の理解度	業務の内容や背景を十分に踏まえた提案であるか。	5	10
	本業務を確実に遂行できるようなスケジュール管理となっているか。	5	
(2) 応募者の確実性	過去に類似業務の実績があり、事業を遂行するための専門知識・経験等の活用を期待できるか。	5	10
	専門知識を有した者の配置など、業務を円滑かつ着実に遂行できる運営体制がとられているか。	5	
(3) 公共交通の利用実態・課題の整理	利用実態の整理において、使用するデータの種類と集計分析方法について、具体的な提案となっているか。	10	20
	課題の整理において、使用するデータの種類と集計分析方法について、具体的な提案となっているか。	10	
(4) セミナー等の開催	セミナー等の開催方法や内容について、具体的な提案となっているか。	10	10
(5) むつ市の公共交通に対する理解度	むつ市における公共交通の特性を把握する視点を持ち、地域に応じた工夫がされた提案となっているか。	10	30
	むつ市における公共交通が今後取り組むべき方向性を示すために必要な考え等が的確であり、効果的かつ実現性の高い提案となっているか。	10	
	下北地域公共交通計画の内容を踏まえ、整合性がとれた提案となっているか。	10	
(6) 総合的判断	仕様書の内容が網羅されているか。	5	20
	提案内容について、表やイメージ図等を効果的に使い、説得力があり、かつ、分かりやすいか。	5	
	見積の内容が明確であり、金額は妥当であるか。	5	
	仕様書に示した内容以外の独自の提案など、創意工夫のある優れた提案がなされているか。	5	